

# **上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度**

## **ご利用の手引き**



**R7. 11 (改訂)**

**上尾市 都市整備部 建築安全課  
電話番号048(775)8490**

# 目次

## 1 上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度の手続きフロー

## 2 申請の前にご確認ください

- 1 補助金の交付を受けることができる方
- 2 補助の対象
- 3 補助金の額
- 4 補助金の交付の限度

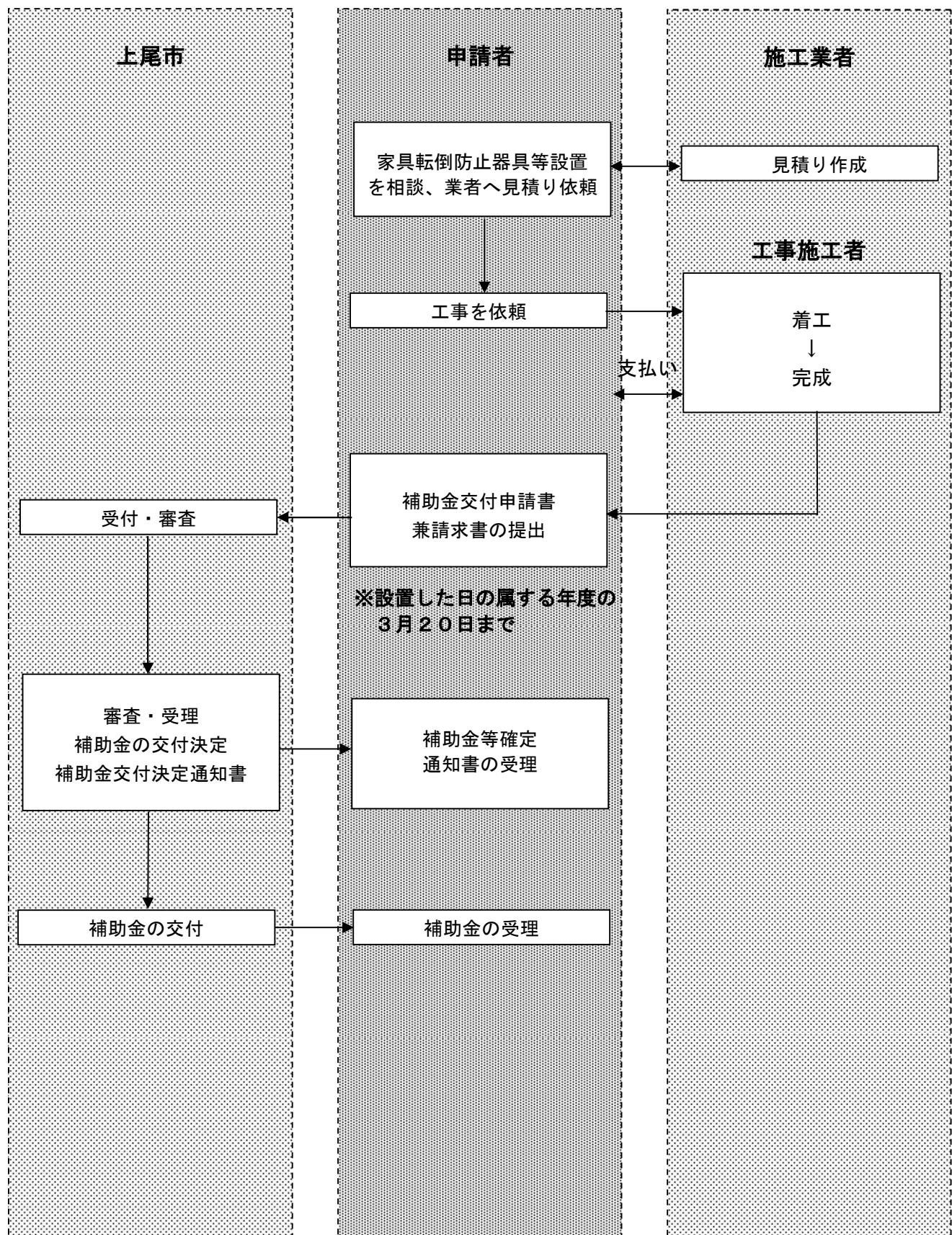
## 3 申請の手続きについて

- 1 申請方法
- 2 補助金交付申請書兼請求書の提出期限

## 4 申請書等の様式について

- ・上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付申請書兼請求書
- ・家具転倒防止器具等設置承諾書

# 1 上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度の手続きフロー



## 2 申請の前にご確認ください

### 1 補助金の交付を受けることができる方

市内に住所を有する者で、次に掲げる世帯(補助対象世帯)のいずれかに属するものの(補助事業者)とする。

(1) 65歳以上の方のみで構成される世帯

(2) 次のア～エまでのいずれかに該当する方が属する世帯

ア：身体障害者手帳1級又は2級を所持している方

イ：療育手帳「Ⓐ」又は「A」を所持している方

ウ：精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方

エ：要介護3以上の認定を受けている方

※対象の方詳細については上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付要綱をご確認ください。

### 2 補助の対象

- ・補助金の交付の対象となる事業は補助事業者が市内事業者に依頼して行う家具転倒防止器具等の設置工事とする。
- ・補助金の交付の対象となる経費は器具設置工事の実施に要する費用とし、器具設置工事に係る施工箇所が複数あるときは3箇所までを限度とする。

### 3 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額と1万円とを比較していずれか少ない額とする。

※補助金額が予算額に達した場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

### 4 補助金の交付の限度

補助金の交付は、一の補助対象世帯につき1回を限度とする。

### 3 申請の手続きについて

#### 1 申請方法

上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次の書類を添付のうえ提出してください。

- (1) 補助対象事業の完了状況を確認することができる写真（施工前及び施工後の施工箇所の状況並びに金物の取付けの状況を確認することができるもの。）
- (2) 補助対象事業の実施に係る領収書の写し（器具設置工事の実施に係る補助対象経費にあっては、市内事業者が市内に事務所又は事業所を有することを確認することができるもの。）
- (3) 補助事業者が次に掲げる補助対象世帯に属する事実を確認することができる書類の写し（継柄入りの世帯全員の住民票、手帳の写しや介護保険被保険者証の写し等）

①65歳以上の者のみで構成される世帯

②身体障害者手帳1級又は2級を所持している方

③療育手帳「Ⓐ」又は「A」を所持している方

④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方

⑤要介護3以上の認定を受けている方

(4) 補助事業者が自己又は同居の者以外の者の所有する住宅に居住する場合にあっては、家具転倒防止器具等設置承諾書（第2号様式）

(5) 市税に未納がないことの証明書

#### ※注意事項

- 申請の内容を審査し、交付又は不交付することを決定したときは、「上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付(不交付)決定通知書」を交付します。
- 上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付申請書兼請求書の提出のみで補助金の支払いは確定したものではありません。また虚偽の申請等が判明した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。
- (3)、(5)は関係各課に照会することの同意があれば不要

#### 2 補助金交付申請書兼請求書の提出期限

上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付申請書兼請求書の提出は、家具転倒防止器具等を設置した日の属する年度の3月20日までに、行ってください。

### 4 申請書等の様式について

※申請様式等は、上尾市ホームページからダウンロードできるほか、建築安全課で配布しています。